

令和3年度監査計画（年間監査計画）

宗像市監査委員

宗像市監査基準第13条の規定に基づき、監査等の実施予定を以下のとおり定める。

1 監査等の種類及び対象等

（1）例月現金出納検査

毎月25日及び26日に前月分の現金の出納事務が正確に行われているかを検査する。

（2）定期監査

次表のとおり、月毎に対象課等及び対象期間を指定して実施する。

実施月	対象課等	対象期間
4月	環境課 介護保険課	令和2年度4月から1月まで
5月	総務課	令和2年度4月から2月まで
6月	維持管理課	令和2年度4月から3月まで
7月		
8月	学校監査（玄海東小学校、日の里東小学校、大島学園）	令和2年度4月から3月まで
9月	人事課 都市計画課	令和2年度4月から3月まで
10月	商工観光課 健康課	令和2年度4月から3月まで
11月	工事監査（対象工事は未定）※	令和3年度中
12月	市民課 教育政策課	令和3年度4月から9月まで
1月	人権対策課	令和3年度4月から10月まで
2月	議事調査課 都市再生課	令和3年度4月から11月まで
3月	元気な島づくり課	令和3年度4月から12月まで

※ 工事監査は、工事の進捗状況に基づき対象を選定するため、実施月を変更する場合がある。

（3）財政援助団体等に対する監査

財政援助団体等（公の施設の管理を行わせている団体を含む。）及び所管部署の事務に対する監査を11月に実施する。対象期間は令和2年度とする。対象団体等は8月に決定する。

（4）決算審査、基金の運用状況審査、健全化判断比率審査及び公営企業の資金不足比率審査

令和2年度一般会計及び特別会計決算審査、企業会計決算審査、基金の運用状況審査並びに健全化法に基づく指標等の審査を6月から8月までに実施する。

2 監査等の実施場所

監査等は、監査委員事務局など監査等実施通知書で指定する場所で実施する。

3 その他

当計画で実施を予定する監査等のほか、法令に基づく監査等を実施する場合がある。

また、監査等の実施上の都合により、実施月、対象課及び対象期間等を変更することがある。